



コ ン テ ン ツ

- ◆ 新年のご挨拶
- ◆ コラム 平成最後の年と新しい時代に思いを馳せてみる
- ◆ そろそろ東京都の入札参加の定期申請が終わりますが入札参加はまだ間に合います！
- ◆ 入管法改正と外国人労働者
- ◆ 編集後記



本年もどうぞよろしく願っています



石橋 俊之

昨年、入管法が改正されました。ハイク行政書士法人には外国人のお客様も多くいらっしゃいますが、今後は益々外国の方が増えるのではないかと思います。また、今まで日本人だけで業務を行ってきた会社さんでも、積極的に外国人を採用しようというところが増えてくるように思えます。今年はそんな外国人を雇用したい企業さんのお手伝いもしていければと思っております。昨年中に入国管理局への手続きができる「申請取次行政書士」となりましたので申請代行ができるのはもちろん、手続きだけでなく、ベトナム人の人材の紹介も可能となっております。ベトナム人を採用している会社の社長さんに話を聞くと「日本人の若者より、まじめだし、良く働く」とおっしゃいます。外国人の雇用に興味のある方、お気軽にお声かけくださいませ。もちろん今まで同様、建設業などの許認可業務にも注力していきます。今年もどうぞよろしく願っています。



熊谷 竜太

ハイク行政書士法人はメインの建設業許可や法人設立手続きに加え、経営事項審査、融資申請支援、中小企業の経営に関するより多くのサポートをできる体制づくりを進めています。その推進のために、私個人としては新しい業務についての研鑽を積むと共に、法人として人員や業務拡大に対応できる法人としての体制づくり、具体的には財務や総務といったいわば「縁の下の力持ち」的な仕事に注力したいと考えています。平成最後の、そして新元号最初の年の始まりです。新たな気持ちで今年も駆け抜けて行きたいと思えます。



木下 謙一

昨年は事務所の STAFF の増員を積極的に行ない、新たに 2 名加えました。人員が増えることで今までにはなかった課題にも向き合い、試行錯誤しながら事務所の運営に取り組みました。日々やるが増えていく中で、行政書士であり経営者としてこれからしたいことを整理できた年だったと思います。今年は STAFF の育成に力を注ぎたいです。昨年までは STAFF は私たち行政書士のサポート役としていましたが、主体となって取り組める人材にしていきたいと考えています。私の知識や経験をもって、お客様から良い評価をいただける STAFF を育てていきたいと思っています。それと私自身もっと勉強します。今まで以上に専門業務に関連する法令や制度に幅広く目を向け、学び理解に努めることで、時代の変化に対応できる行政書士でありたいと思っています。亥年でイノシシということで、目標に向かって猪突猛進！勢いのある年にしていきたいです！

コラム 平成最後の年と新しい時代に思いを馳せてみる

(熊谷)

今年は「平成最後」で「新元号で最初」の年です。

例年は、1月1日の元日、4月1日の新年度と年の改まりの機会がありますが、今年はそれに加えて5月1日の「改元の日」がもうひとつの区切りの日となります。新しい年の始まりは、気持ちも引き締まって、やるぞっていう気持ちになります。区切りが多すぎるのもなんだか・・・という気もしないではありませんが、私は、気持ちも引き締まってリフレッシュできると、前向きにとらえたいと思っています。



平成の時代が終わりに近づくとつれて、いろいろな「平成最後」が謳われています。昨年「平成最後の夏」というワードが話題になりましたが、これから4月末にかけて「平成最後のバレンタインデー」とか「平成最後の東京マラソン」とか「平成最後の花見」・・・などなど、「平成最後の〇〇」がいろいろと騒がれるようになるでしょう。「時代が変わる」という高揚感のようなものがあって、しかも昭和から平成に変わったときと違って、事前に元号が変わることが分かっていることから、「平成最後」がなにかイベントのように捉えられているようです。何か特別な雰囲気を感じたりはしますが、実際のところ、私達の日々の暮らしが何か大きく変わるわけではありません。新元号になっても、日々気負うことなく、でも新しい時代の始まりを楽しみたいと思っています。

私が気になっているところは・・・

・公文書等の書式

さて、元号が変わると、私たちのような役所への申請書類を作成している身にとっては、書式の変更などが気になるところです。

東京都は各部局に公文書の元号切り替えに関する通知を出しているようです。「都民の混乱を防ぐための配慮が必要なものは西暦併記が望ましい」と許認可の期間を明示する文書などへの西暦表記が検討されているようです。

・期間や年齢計算がより複雑に

また、期間や年齢の計算が必要な時に元号が絡むと、頭が混乱してきます。

昭和50年9月1日～新元号1年(2019年)5月31日の期間は何年何か月？なんて言われてもパッと出てきません。昭和・平成・新元号の3つの元号が絡んでしまって大変なことになってしまいます。

(正解は43年9ヶ月)

年齢計算や期間計算のアプリもありますが、それでも調べるのは面倒なので、個人的には今年の改元を機に、和暦をやめて全部西暦に統一してしまえばいいのにと思ったりもします。が、昔に作られた書類は今から全部西暦に書き替えるわけにはいかないの、この問題はなかなか解決しないような気がします。

・システム改修は大丈夫？

よく言われるように、情報システムの改修が間に合うのか、トラブルは起こらないのか？という問題があります。これはシステム関係者だけでなく、国民生活に直結する問題です。改修が遅れると、西暦と和暦のシステムを接続する際に障害が起きる可能性があり、例えば税を納めても納税記録が残らなかったり、住民票を発行できなかったりといったことが発生する可能性があります。(ないように切に願っています。)

・新元号の発表はいつ？



新聞報道によると、官房長官は会見で「システム改修など作業上の便宜として、新元号の公表日を改元の1カ月前と想定し、準備する」とコメントしました。4月1日ごろの公表と想定して政府は準備を進めているようです。

「システム改修などの便宜」であればもっと早くに公表したほうが良いのにと個人的には思いますが、そもそも新元号は新天皇の即位後に公表すべきという意見もあり、1カ月前がギリギリのラインということなのかもしれません。

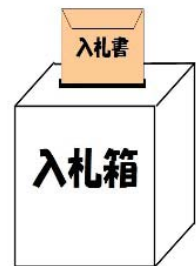
今回は突然の改元ではなく、あらかじめある程度の日程は決まっているので、心積もりはしつつ、大きな混乱のないように願っているところです。

そろそろ東京都の入札参加の定期申請が終わりますが 入札参加はまだ間に合います！

(石橋)

東京都の工事の入札参加資格の定期申請の期限が迫ってきました。私も準備でバタバタとしているところ（書いているのは12月なので・・・）だと思います。

この入札参加資格申請、今は定期申請の受付期間ですが、定期の受付期間が終わったら申請ができなくなるというものではありません。随時受け付けております！東京都の場合は入札参加資格の有効期間が2年間で、現在、資格を持っている業者さんの期限が平成31年3月31日までとなっております。これらの業者さんが入札参加資格を更新する場合は定期申請の期間中に行う必要があり、これから入札参加を希望する業者さんもこの定期申請の期間に申請すれば4月から入札参加が可能となるというだけの話です。定期の受付期間に間に合わない場合でも随時申請をすれば5月以降、入札に参加することが可能です。



建設業の場合、入札参加資格を得るためには、経営事項審査（略して「経審」と呼ばれます）という審査を受ける必要があります。経審は業者さんの1年間の経営状況や工事実績を客観的に評価する制度で、申請をすると点数がつきます。ある種の通信簿のようなものです。経審の点数が高くて、金額の高い工事の実績がある会社は、大きな工事への入札が可能になるというわけです。

「そんなに高い点数が付くとは思えないんだけど・・・」という業者さんでも大丈夫。規模に見合った工事への入札参加が可能です。指名がかかった後は経審の点数は関係ありません。いくらで札を入れるかが勝負となります。

「ちょっと入札やってみたいかも」と思われた方、お気軽にご相談くださいませ。まずはお話だけでも構いませんよ～。

入管法改正と外国人労働者

改正法が成立

(木下)

平成 30 年 12 月 8 日、「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」(以下、改正法と記載)が成立しました。改正法は来年 4 月 1 日施行で、深刻な人手不足を解消する事を目的として外国人労働者受け入れを拡大、今まで高度専門職に限定していた在留資格に単純労働分野も幅広く認める特定技能 1 号と特定技能 2 号が新設されます。

技能実習と特定技能の違い

外国人労働者の受け入れとして従来からある技能実習制度の目的・趣旨は、日本の技能や技術、知識を開発途上地域の経済発展を担う人材を育てるという国際協力の推進でした。その為、日本で技能を習得した外国人の実習生は帰国することから、労働力が継続する制度ではありませんでした。

それに対し、改正法で新設される特定技能は外国人労働者の在留資格となります。特定技能は日本国内で人材が不足する業種の労働力を確保する為の在留資格となり、例えば宿泊業のように特定技能の対象となる業種であれば、食堂の配膳などの単純労働を行なわせることができます。

特定技能 1 号では最長で 5 年間の在留資格が得られます。また改正法施行後数年間は受け入れをしない方針ではありますが特定技能 2 号になると在留資格の更新ができ、条件を満たせば永住権も得られる為、労働力が継続する制度となりそうです。

深刻な人手不足の解消を目的として

技能の習得を目的とした技能実習制度とは異なり、労働力として外国人を受け入れる制度となる特定技能の新設により、日本は今後より多くの外国人労働者を受け入れることになるのかと思います。改正法によって人手不足で困っている事業者・企業がより良い人材を確保することで、事業の発展に繋がっていけば良いなと思います。



ハイク行政書士法人では日本で働きたい優秀なベトナム人を紹介する事業に携わっており、在留資格認定申請の取次業務を行っています。人手不足で外国人労働者に関心のあるお客様、採用検討の際は是非ご相談ください。

編集後記

新しい年、皆様いかがお過ごしでしょうか。平成も残すところあと 4 ヶ月弱となりました。まだまだ実感がわからないのですが、新しい時代に立ち会えることがなんだか楽しみです。この「鳩の森」は 4 月発行の次号が「平成最後の鳩の森」になる予定です。どうぞお楽しみに。

(熊谷)



発行：ハイク行政書士法人

担当：石橋・熊谷・木下

東京都渋谷区代々木 2-5-1 羽田ビル 705

電話：0120-189-819 営業時間：平日 10 時～19 時

- 建設業・建築士事務所登録・宅建業・産業廃棄物収集運搬業など各種許認可申請
- 融資申請（日本政策金融公庫・金融機関・保証協会など）
- 会社・NPO 法人・一般社団法人の設立手続き

「鳩の森」バックナンバーは、ハイクのホームページ (<http://hike.or.jp>) からご覧いただけます。